

## 中泊町規則第10号

### 中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例施行規則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この規則は、中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例（令和8年中泊町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 住民説明会の実施

##### (周辺住民説明会の実施)

第2条 事業者は、条例第7条に規定する生活環境等への直接的な影響を受けるおそれのある周辺住民及び商工業者等を対象とした周辺住民説明会（以下「周辺説明会」という。）を、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（令和7年3月青森県条例第2号。以下「県条例」という。）に基づく設置計画の認定申請前及び環境影響評価準備書の縦覧後又はこれに準ずる段階において、それぞれ1回以上かつ、合わせて2回以上実施し、丁寧な説明を行わなければならない。

##### (地域住民説明会の実施)

第3条 事業者は、条例第7条に規定する全町民を対象とした地域住民説明会（以下「地域説明会」という。）を、県条例に基づく環境影響評価書の縦覧後又はこれに準ずる段階において、1回以上実施し、丁寧な説明を行わなければならない。

##### (住民説明会の実施状況報告)

第4条 事業者は、規則第2条及び第3条に規定する住民説明会の開催後、30日以内に（地域・周辺）住民説明会実施状況報告書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

#### 第3章 地域裨益型再エネ事業の認定

##### (認定手続)

第5条 事業者は、条例第8条に規定する認定を受けようとするときは、別表第1の手順に従い、地域裨益型再エネ事業認定申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 前条の規定により提出する書類には、次の各号に掲げる書類を含むものとする。

(1) 県条例に基づく、再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定状況を確認できる

## 書類

(2) 当該事業に係る事業用地について、国有林野の貸付契約の締結、その他これに準ずる権限の取得により、当該事業用地が確保されていることを確認できる書類

(3) 事業の安全性、環境への配慮事項を確認できる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、同条第1項の規定により申請を受けた場合は、当該申請の内容を審査し、認定または不認定の決定を行い、地域裨益型再エネ事業認定（不認定）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 町長は、前項に規定する審査にあたっては、必要に応じて補足資料の提出又は説明を求めることができる。

### （認定基準）

第6条 条例第8条に規定する地域裨益型再エネ事業の認定は、次の各号に掲げる基準のうち複数の地域裨益要素を含む事業について行うものとする。

(1) 資本の地域性： 町民、町内事業者又は地域金融機関が事業に出資や融資を通じて参画できる機会を設け、事業の利益が地域に還元される仕組みを有すること

(2) 運営の透明性： 風況、発電量データ、その他事業の実績に関する情報を適切に公表し、町民との対話を通じて信頼関係を維持し、地域と共に事業を推進する仕組みを有していること

(3) 地域経済の循環： 事業の管理運営、保守点検等の業務において、町内事業者を優先的に活用し、又は地元住民の雇用を確保することで、地域経済の活性化に寄与する計画を有すること

(4) 地域活力の創出： 条例第9条第3項第2号に規定する地域裨益金（以下「裨益金」という。）を地域課題の解決のために拠出する計画を有すること

(5) その他町長が地域裨益の観点から必要と認める事項

## 第4章 地域裨益協定の締結

### （裨益協定事項と事業承継）

第7条 条例第9条に規定する地域裨益協定には、次に掲げる事前協議した事項から定めるものとする。

(1) 地域優先の発注： 町内事業者への建設工事や維持管理業務等の優先発注に関する計画

(2) 地域優先の雇用： 町内在住者の優先雇用に関する計画

(3) 地域裨益金の拠出： 規則第8条に規定する裨益金の拠出に関する計画

(4) 金融商品の提供： 地域金融機関等との連携により、町民が参加可能な小口投資

商品（元本き損リスクを低減したもの）の提供に関する事項

(5) 地域エネルギー会社との連携： 地域エネルギー会社への安価な電力の優先供給、その他再エネ事業の連携に関する事項

(6) 災害時の協力： 災害時の電力供給、支援物資の提供等に関する事項

(7) 地域貢献の活動： 町との防災協定、地域小・中学校の学習支援、再エネ発電施設への見学の受け入れ、地域エネルギーに関わる技術者の育成に関する事項

(8) その他町長が地域裨益に資すると認める事項

2 事業者は、規則第6条に基づき認定を受けた再エネ事業を承継させる場合は、裨益協定の内容も引き継がせなければならない。

## 第5章 地域裨益金の算定及び取扱い

(地域裨益金の算定基準)

第8条 裨益金の額は、次の各号のいずれか高い額を基準として、町と事業者が協議のうえ決定するものとする。

(1) 総発電出力1kWにつき1,000円以上とし、事業規模、周辺環境への影響その他の事情を考慮し、発電出力型として町長が定める額

(2) 年間売電収入の2%以上の額又は純利益の20%以上の額を基礎とし、収益還元型として事業者が定める額

(裨益金の使途)

第9条 裨益金は、次の各号に掲げる地域裨益に資する事業に充てるものとする。

(1) 再生可能エネルギーの地域共生及び住民理解の促進に関する事業

(2) 環境保全および環境整備に関する事業

(3) 地域振興に関する事業

(4) 福祉、防災、農林業、漁業その他地域課題の解決に資する事業

(5) その他町長が必要と認める事業

## 第6章 地域裨益型再エネ事業の実施状況報告

(実施状況報告)

第10条 規則第5条に規定する地域裨益型再エネ事業の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた事業の実施状況について、毎事業年度の決算確定後30日以内に、地域裨益型再エネ事業実施状況報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、前項の報告の際、裨益協定に定める事項の実施状況が確認できる資料を添付しなければならない。

- 3 町長は、前2項の報告内容の確認に必要があると認めるときは、追加資料の提出又は説明を求めることができる。

## 第7章 罰則

### (報告、指導及び勧告)

- 第11条 前条の規定による報告の内容を確認した結果、裨益協定に基づく実施事項が適切に履行されていないと認めるときは、認定事業者に対し、その理由及び今後の対応方針について報告を求めることができる。
- 2 町長は、前項の報告内容を踏まえ、必要があると認めるときは、改善措置について指導することができる。
- 3 町長は、前項の指導に従わず、又は相当期間内に改善が認められない場合は、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 4 町長は、前項の勧告に従わない場合は、その旨及び勧告内容を公表することができる。

## 第8章 雑則

### (その他)

- 第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

地域裨益型再エネ事業の認定手順

手順	項目	詳細内容	根拠規定
1	町担当課への 事前説明	事業者は、事業計画段階において 県条例に基づいた事業概要を町担 当課へ事前説明	条例第7条
2	周辺住民説明会 (1回目)の実施	事業者は、生活環境等への直接的 な影響を受けるおそれのある周辺 住民及び商工業者等を対象とした 周辺住民説明会を、県条例に基づ く設置計画の認定申請前に実施	条例第7条及び 規則第2条
3	周辺住民説明会 (1回目)実施状況 報告書の提出	事業者は、周辺住民説明会の開催 後、30日以内に（地域・周辺） 住民説明会実施状況報告書（様式 第1号）を町長に提出	規則第4条
4	周辺住民説明会 (2回目)の実施	事業者は、生活環境等への直接的 な影響を受けるおそれのある周辺 住民及び商工業者等を対象とした 周辺住民説明会を、県条例に基づ く環境影響評価準備書の縦覧後又 はこれに準ずる段階において実施	条例第7条及び 規則第2条
5	周辺住民説明会 (2回目)実施状況 報告書の提出	事業者は、周辺住民説明会の開催 後、30日以内に（地域・周辺） 住民説明会実施状況報告書（様式 第1号）を町長に提出	規則第4条
6	地域住民説明会の 実施	事業者は、全町民を対象とした地 域住民説明会を、県条例に基づ く環境影響評価書の縦覧後又はこれ に準ずる段階において実施	条例第7条及び 規則第3条
7	地域住民説明会 実施状況報告書の 提出	事業者は、地域住民説明会の開催 後、30日以内に（地域・周辺） 住民説明会実施状況報告書（様式 第1号）を町長に提出	規則第4条

8	地域裨益型再エネ事業認定申請書の提出	事業者は、地域裨益型再エネ事業の認定を受けようとするときは、県条例に基づいた再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定を受け、当該事業の実施に必要な関係法令に基づく許認可手続きが完了し、かつ、事業用地の確保がなされた後、地域裨益型再エネ事業認定申請書（様式第2号）を町長に提出	規則第5条第1項
9	裨益協定の事前協議	事業者は、手順8の申請後、速やかに地域裨益協定に定める裨益協定事項について、町と事前協議	規則第7条第1項
10	地域裨益型再エネ事業の認定	町長は、手順9の事前協議終了後、手順8の申請内容を審査し、認定（不認定）を速やかに決定 その通知は、地域裨益型再エネ事業認定（不認定）通知書（様式第3号）により送付	規則第6条第2項
11	裨益協定の締結	認定事業者は、手順10の事業認定後、速やかに町と裨益協定を締結	条例第9条
12	電気事業法に基づく工事計画の届出	認定事業者は、手順11の裨益協定の締結後、電気事業法に基づく工事計画の届出を提出	条例第9条

様式第1号（第4条関係）

（地域・周辺）住民説明会実施状況報告書

年 月 日

中泊町長 殿

提出者 会社名、住所、代表者の氏名

〔担当者の職・氏名、電話番号〕  
メールアドレス

中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例施行規則第4条の規定により、  
（地域・周辺）住民説明会実施状況について次のとおり報告します。

再生可能エネルギー発電施設 設置計画の名称		
住民説明会の実施の日時		
住民説明会の実施の場所		
住民説明会開催の周知の状況 （周知の方法、範囲）		
説明会の参加者の人数 （周辺住民・商工業者・その他）		
説明会時の意見等の件数		
説明会開催 後の意見等 の受付状況	募集期間	
	意見等の件数	

- 添付書類（1） 住民説明会開催の周知の状況を確認するための書類  
（開催案内通知やチラシ、ホームページへの掲載状況等）
- （2） 住民説明会で用いた資料
- （3） 住民説明会の議事録
- （4） 住民説明会開催後の意見等の受付及び回答内容

地域裨益型再エネ事業認定申請書

年 月 日

中泊町長 殿

提出者 会社名、住所、代表者の氏名  
〔 担当者の職・氏名、電話番号 〕  
メールアドレス

中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例施行規則第5条の規定により、地域裨益型再エネ事業の認定を受けたいため、次のとおり申請します。

1 再生可能エネルギー発電施設設置事業の概要

再生可能エネルギー発電施設 設置事業の名称	
再生可能エネルギー源の種類	
再生可能エネルギー発電施設 の設置場所	
発電施設の出力規模 (設置設備の詳細)	
事業の実施期間 (開始から終了まで)	

2 規則第6条に規定する地域裨益要素

※該当する項目に○印をつけてください。

第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
-----	-----	-----	-----	-----

### 3 地域裨益型再エネ事業認定申請に係る添付書類

※規則第5条第2項及び規則第6条各号に基づき、次の資料を添付してください。

#### 【第5条第2項第1号関係】

県条例に基づく計画の認定状況が分かるもの

- ・再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定状況を確認できる書類

#### 【第5条第2項第2号関係】

事業用地の確保状況が分かるもの

- ・国有林野の貸付契約書の写し等、当該事業用地の使用権原を証する書類

#### 【第5条第2項第3号関係】

事業の安全性及び環境配慮に関する事項が分かるもの

- ・環境影響評価の概要資料等

#### 【第6条第1号関係】

資本の地域性：事業の利益が地域に還元される仕組み等が分かるもの

- ・町民、町内事業者、地域金融機関等の参画スキーム図
- ・地域還元の仕組みが分かる資料（出資募集要領等）
- ・資本内訳が分かる資料（株主名、出資比率等が分かる資料）

#### 【第6条第2号関係】

運営の透明性：運営の透明性を確保する仕組み等が分かるもの

- ・風況、発電量データ等の公表方法（公開項目、方法、更新頻度等）
- ・町民との意見交換等の実施計画（運営体制図等）

#### 【第6条第3号関係】

地域経済の循環：地域経済の活性化に寄与する計画内容が分かるもの

- ・工事及び維持管理における町内事業者の活用計画や優先発注方針
- ・町民の雇用計画（人数、職種等）

#### 【第6条第4号関係】

地域活力の創出：地域課題解決のため、裨益金拠出計画が分かるもの

- ・裨益金の拠出計画

#### 【第6条第5号関係】

その他町長が地域裨益の観点から必要と認める事項

- ・町との協働事業案、独自の地域貢献計画等

年 月 日

様

中泊町長

地域裨益型再エネ事業認定（不認定）通知書

年 月 日付けで認定申請のあった地域裨益型再エネ事業認定申請については、次のとおり認定（不認定）することに決定しましたので、中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例施行規則第5条第3項の規定により通知します。

記

1 認定申請事業の名称

2 審査の結果 認定 ・ 不認定

( 不認定とした場合の理由 )

※審査の結果、不認定となった場合、以下を省略

3 裨益協定の事前協議事項

地域裨益型再エネ事業実施状況報告書

年 月 日

中泊町長 殿

提出者 会社名、住所、代表者の氏名

（担当者の職・氏名、電話番号  
メールアドレス）

中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例施行規則第10条の規定により、地域裨益型再エネ事業の実施状況について、次のとおり報告します。

1 地域裨益型再エネ事業の概要

事業の名称	
裨益協定事項	第○号 第○号

2 地域裨益型再エネ事業による裨益協定事項の実施状況（添付書類）

※裨益協定事項に係る当該年度の実施状況を確認できる資料を添付してください。

【第6条第1号関係】

資本の地域性：事業の利益が地域に還元された実績が分かるもの

- ・町民、町内事業者の事業への出資状況
- ・地域金融機関等との連携状況

**【第6条第2号関係】**

運営の透明性： 運営の透明性を確保し、地域と共に事業を推進したことが分かるもの

- ・ 風況、発電量データ等の公表状況（公開項目、方法、更新頻度等）
- ・ 町民との意見交換等の実施状況

**【第6条第3号関係】**

地域経済の循環： 地域経済の活性化に寄与したことが分かるもの

- ・ 町内事業者への発注状況（件数、金額等）
- ・ 町民の雇用状況（人数、職種等）

**【第6条第4号関係】**

地域活力の創出： 地域課題解決のため、裨益金拠出状況が分かるもの

- ・ 裨益金の算定根拠となる売電収入又は純利益等

**【第6条第5号関係】**

その他町長が地域裨益の観点から必要と認める事業に関する資料

- ・ 地域裨益に資する独自の取組内容を記録した報告書や写真等